



**「不許可」の場合は、一括申請の対象となりません。**

- ①前半期と後半期で申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）が少しでも変わる見込みがある場合
- ②年度途中で卒業・修了予定の場合
- ③年度途中（後半期）から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合
- ④年度内に休学・退学を予定している場合

**【一括申請者の追加提出必要書類（後半期分申請時）】**

前後半期一括で申請をしております、申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に10月の時点で前半期分申請から変更（予定）がない場合は、前半期（一括）申請時に提出をした様式1-②「家庭状況調査」のコピーの署名欄に日付、学生番号、氏名をペンで記入したものを、後半期分免除結果送付用封筒（12月中旬に確実に受け取れる宛先を記入し、**84円分**の切手を貼付したもの）とともに、後半期分申請期間内【できる限り事前受付期間内】に授業料免除担当窓口へ提出してください（期限後の提出は受理できません）。 ※本人控用のコピーを必ず保管してください。

**【前後半期一括申請上の注意事項】**

- ①申請内容（家計状況・家族状況・就学状況等）に変更が生じた場合は、後半期分申請受付開始までに「前後半期一括申請変更申立書」を提出のうえ、改めて後半期分の申請をする必要があります。変更が生じたにもかかわらず、後半期分の変更申立がなかったことが後日判明した場合は、一括申請は無効となり、後半期分の授業料免除を受けることはできません。免除決定後に、本来変更申立が必要であった事が判明した場合も、免除許可取り消しとなります。
- ②申請書記載事項に虚偽不正の事実がある場合は、「岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程」第14条により、その許可を取り消します。
- ③前後半期一括申請が認められた場合でも、選考は半期ごとに行ないます。前後半期一括で免除が認められるわけではないので、注意願います。

※後半期分授業料免除申請の要否については、14頁のフロー図「2019年度後半期分授業料免除申請の要否について」で確認をしてください。「前後半期一括申請変更申立書」は学生支援課授業料免除担当窓口でお渡しします。（夜間主、鹿田地区は各教務担当窓口）

※不利益を被ることのないよう、十分確認をしたうえで申請手続きをしてください。

**4 申請書類の提出先**

4 申請書類の提出先 所属学部・研究科等	担 当
文学部，教育学部，法学部（夜間主コース除く）， 経済学部（夜間主コース除く），理学部，薬学部，工学部， 環境理工学部，農学部，マッチングプログラムコース， グローバル・ディスカバリー・プログラム， 教育学研究科，社会文化科学研究科，自然科学研究科， 医歯薬学総合研究科（薬学系），環境生命科学研究科， ヘルスシステム統合科学研究科，法務研究科，特別支援 教育特別専攻科，養護教諭特別別科	学務部 学生支援課 TEL：086-251-7211  ※受付場所は、受付日程の掲示を確認してください。
医学部 医学科	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 医学科担当 TEL：086-235-7020
医学部 保健学科，保健学研究科	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 保健学科・保健学研究科担当 TEL：086-235-7984
医歯薬学総合研究科 博士課程（医学系），修士課程（医学系・歯学系）	医歯薬学総合研究科等学務課教務グループ 大学院担当 TEL：086-235-7986





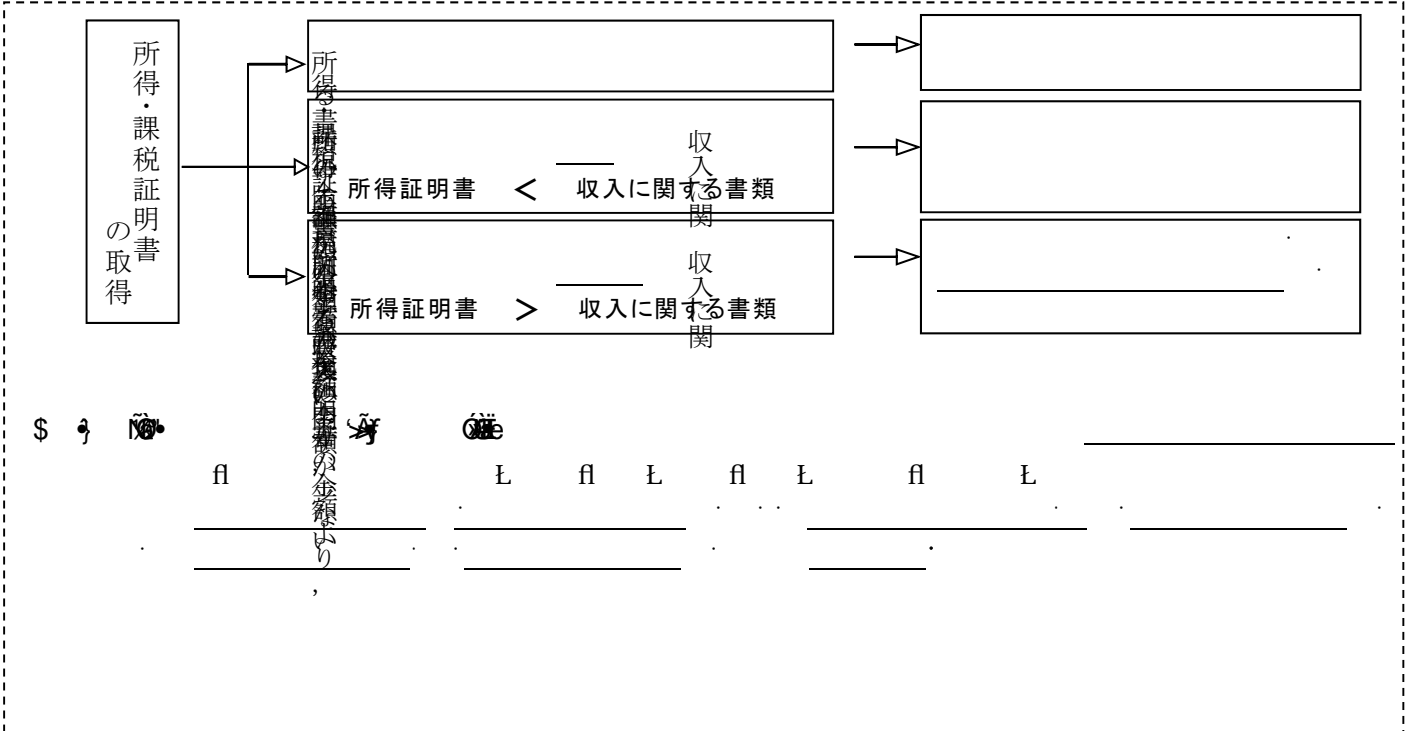
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

d 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



■ 収入に関する必要書類 (所得・課税証明書とともに該当する必要書類を提出してください。)

学生本人と父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)に、下記の区分に該当する収入を得た人がいる場合、**全ての収入に関し**、該当者全員について必要書類を提出してください。

※ 2019年度から新たに得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても申告して書類を提出してください。

区分		必要書類	発行機関等
			勤務先等
給与所得として区分されるもの	給料・賃金	<p>2018年分の源泉徴収票(写)</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <p>・2018年中の<u>全ての給与収入</u>(アルバイトも含む)に関する源泉徴収票を提出してください。 ※様式(別紙1)に貼り付けて提出してください。                      ※岡山大学でのTA・RA等に関しても提出が必要です。</p> <p>源泉徴収票が無い場合：源泉徴収票の発行を勤務先に依頼する                      又は、<u>給与等支払証明書(様式12)</u>による証明を勤務先に依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与明細等を源泉徴収票の代わりとすることは出来ません。</li> <li>「支払調書」で示される収入は、原則として「給与所得以外の所得」として扱います。</li> <li>個人宅での家庭教師についても<u>給与等支払証明書(様式12)</u>による証明を提出してください。個人宅での家庭教師は、原則として「給与所得以外の所得」となります。</li> <li>学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です</li> </ul> <p>以下のものは、該当する場合に、<u>源泉徴収票とともに提出</u>してください。(定職・アルバイトともに提出が必要です。)</p> <p>○給与等支給(見込)証明書(様式4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時現在(後半期分申請では10月)の勤務が<u>2018年1月以降に採用されたものである場合</u>(雇用形態が変更となった場合も含む)提出が必要です。                      (2019年10月中に採用となる勤務についても提出してください。)</li> <li>申請時現在に退職している勤務については不要です。</li> <li>2019年度に岡山大学でTAやRAをしている人は、9<u>注意事項</u>の(6)の書類を提出してください。</li> <li>独立生計者ではない場合：申請者本人のアルバイトに関する証明書(様式4)は不要です。(定職のある申請者がアルバイトも行う場合は、定職とアルバイトの両方について証明書が必要です。)</li> </ul> <p>○退職に関する証明書(様式5)</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間以降に退職(定職・アルバイトともに)したことがある場合、提出が必要です。退職した勤務先にて本様式での証明書の作成を依頼し、提出してください。                      後半期分授業料免除申請：<u>2018年10月以降の退職</u>                      入学料免除申請に添付する場合<u>2019年10月入学：2018年9月以降の退職</u>                      (徴収猶予申請含む)</li> <li><u>申請者本人のアルバイト</u>については不要です。                      (独立生計者については、本人のアルバイトでも提出を求める場合があります。)</li> </ul> <p>※岡山大学病院における申請者本人の医員(レジデント又は研修医)に関する証明書(様式4・様式5)については、収入状況等申告書(様式2)に「定職」として記載のうえ、教務担当に申し出てください。</p> <p>※公立の小・中・高等学校における講師・非常勤講師等の勤務に関する証明書(様式4・様式5)は、管轄の教育委員会に発行を依頼してください。</p>	
	役員報酬 専従者給与等		

区 分		必 要 書 類	発行機関等
給与所得として区分されるもの	年金・恩給 (個人年金保険を含む)	○年金受給一覧表(様式6) ○年金支払(振込)通知書(写) } どちらか、より最新(直近)のもの。 または年金改定通知書(写) } ※源泉徴収票では不可 ・複数の年金を受給している場合は、 <u>全ての年金について</u> 提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給、個人年金等も含まれます。 ・2019年10月から受給開始の年金も含まれます。	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等
	失業給付金	○雇用保険受給資格者証(一面と三面)(写)	公共職業安定所
	傷病手当金	○傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	生活扶助料 (生活保護世帯)	○生活保護決定(変更)通知書(写) 又は 生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額がわかるもの ※生活保護世帯は、学力基準が緩和されて選考されます。	保健福祉事務所等
給与所得以外の所得として区分されるもの	<p>商業・工業・個人経営 農業・林業・水産業 外交員・不動産 利子・配当・内職 講演料・原稿料 家庭教師・委託業務等</p> <p>■確定申告をしている場合 ※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。 ○2018年分確定申告書(控)(写) ・税務署の受付印のあるものが望ましい。 ○確定申告書に添付の決算書(写) または 収支内訳書(写)</p> <p>■市民税・県民税の申告をしている場合 ※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。 ○平成30年度市民税・県民税申告書(控)(写) ・市区町村役場の受付印のあるものが望ましい。</p> <p>【2018年1月以降に開業・転業した場合】 上記の「確定申告書」、「市民税・県民税申告書」に併せて、次の書類を提出してください。 ○給与所得以外の所得(見込)申立書(様式7)</p>	税務署 市区町村役場	
無職者	○無職等の申立書(様式8) ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦(家計支持者が別にいる場合)、60歳以上の方は除きます。 ・主たる家計支持者が長期にわたって無職無収入の場合「事情聴取調書」(様式3)の提出を求められることがあります。	家計支持者	

## ■ 特別控除等に関する必要書類

以下の区分に該当する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、該当の必要書類を提出してください。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
高校生以上の就学者 (申請者本人を除く)	<p>○在学証明書 又は 生徒(学生)証(写)</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時現在(後半期分免除申請では2019年10月)以降に進学する就学者に関しては、進学後に提出してください。</li> </ul> <p>※10月の新入学は、10月1日開始として記入をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A4より小さい場合は(別紙2)に貼り付けてください。</li> </ul>	在 学 校
母子・父子世帯	<p>○母子・父子世帯申立書(様式9)</p> <p>○住民票(「世帯全員のもの」と記載されたもの)【<u>該当世帯のみ</u>(様式9を参照)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの。</li> <li>申請書提出以降、住民票に変更のある場合は、最新のものを再度提出してください。</li> </ul>	
本人または学資負担者の被災  (各半期の開始前1年以内の被災)	<p>○罹災証明書(被害内容が記載されたもの)</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <p>○修理費等の領収書(写)・・・特別控除を希望する場合のみ</p> <p>※できる限り、確定申告で雑損控除したうえで、その確定申告書(控)(写)を提出してください。</p> <p>※「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」により家計支持者が被災した場合は、9注意事項(5)風水害等の被害を受けた世帯についてをご覧ください。</p>	市区町村役場 消防署 建築業者等

以下の区分の特別控除を希望する場合は、様式1-②「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入のうえ、必要書類を提出してください。区分に該当する方がいても、特別控除を希望しない場合は提出不要です。

注意：「家庭状況調書」の特別控除関係欄に必要事項を記入されていない場合は控除されることがあります。

※「長期療養者」区分で特別控除を受ける場合は、前後半期授業料免除一括申請の対象となりません。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
障がい者	<p>○身体障害者手帳(写)等</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p>	
長期療養者  対象となる医療費は、申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する場合に、免除申請基準月(後半期分申請：10月1日)から遡及して1年間です。	<p>○「療養費証明書」(様式10)</p> <p>長期療養費(特別控除)の希望がある場合は、<u>病院・施設・薬局等に願い出て「療養費証明書」(様式10)に記入をもらい、証明を受けたものを提出してください。</u>証明を受けた場合は医療費に関して診断書・領収書の提出は不要です。<u>証明を受けられなかった場合は、自身で「療養費証明書」の所定欄に記入をし、以下の診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等(原本)と領収書(写)を併せて提出してください。</u></p> <p>●診断書(様式10-①)又は要介護認定通知(写)等 同一病名で複数の病院を受診している場合は、附記欄に受診歴のある医療機関名を記載してもらってください。</p> <p>●医療費の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書(写) 領収書等は、各自で整理のうえ(別紙2)に月毎、月順に貼り付けてください。整理されていないもの、病院名が不明なもの、不鮮明なものは控除の対象とすることができない場合があります。</p>	医療機関 市区町村役場



■ その他の書類 次の区分に該当する場合は、該当の必要書類を提出してください。

区 分	必 要 書 類	発行機関等
独立生計者	<p>○事情聴取調書(様式3)</p> <p>○住民票(「世帯全員のもの」と記載されたもの) ・直近3ヶ月以内のもので最新の状況のもの</p> <p>○健康保険証(写) ・本人(配偶者を含む)が被保険者であるもの ※3ページ7「その他」独立生計者の条件④を確認してください。</p> <p>○父母の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)(写)等 ・所得税法上、父母の扶養親族でないことが証明できるもの ※父母の源泉徴収票に扶養親族として申請者本人が記載されている場合は、所得税法上の扶養親族から外す手続をしたことを確認できる書類(「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等)が必要です。【健康保険での扶養異動の手続とは別の手続です】</p>	
<p>奨学金受給者</p> <p>(本人及び配偶者が、2018年度及び2019年度に受給している場合)</p>	<p>○2018年度及び2019年度の受給額等のわかるもの</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <p>【独立生計者以外】給付型の奨学金(返還不要の奨学金)の奨学生証(写)等</p> <p>【独立生計者】給付型の奨学金(返還不要の奨学金)の奨学生証(写)等及び貸与型の奨学金(返還が必要な奨学金)の奨学生証(写)等</p> <p>※独立生計者については、前年度に受給した給付型の奨学金と貸与型の奨学金の両方を算入するため、前年度の奨学金の受給状況により、前回の申請結果と異なる結果となる場合があります。</p> <p>※高校生の時に受給していた奨学金については、添付不要です。</p> <p>※日本学生支援機構「給付奨学金」の採用者について 日本学生支援機構の給付奨学金を受給している方が、授業料免除申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書」、「家庭状況調書」、「給付奨学生証」(写)及び「授業料免除」結果通知用封筒(84円分の切手を貼付)とし、その他は提出不要とします。一括申請中の方は、後半期申請期間内(できる限り事前受付期間内)に必要な追加書類等を提出してください。期限後の提出は受理できません。</p>	奨学団体
家計支持者が預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合	<p>○送金の金額等がわかるもの又は通帳(写)等</p> <p>・家計支持者が、預貯金や他の人からの送金で生活を賄っている場合に必要です。通帳の名義と申請前1年間の送金や蓄えがわかるものを提出して下さい。</p> <p>・両親等の家計支持者から別居(下宿)していても、被扶養者となっている申請者については不要</p>	
<p>学資負担者の死亡</p> <p>(各半期の開始前1年以内の死亡)</p>	<p>○除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のいずれか1つ(写)</p> <p>※2019年度前半期分での申請時に提出している場合は提出不要です。</p> <p>○死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類(所得証明書・源泉徴収票等)</p>	市区町村役場医療機関

特別な事情による 修業年限超過者等	○授業料免除申請対象事由調査書 ・ 該当者は、 <u>申請受付開始前までに</u> 担当へ申し出てください。	
特に説明を要する場合	○申立書(様式11)	
その他	○大学が必要と認めた書類	

## 9 注意事項

### (1) 授業料免除申請は、申請者数や予算額により結果が変わります。

世帯や家計に変更が無い場合でも、前回の免除申請の結果と異なる結果となることがあります。  
前半期分の授業料免除申請の結果が「不許可」の場合、後半期分の授業料免除申請においても、ほとんどの場合、同様の結果となります。

ただし、次のような場合はこの限りではありません。

- 10月1日現在(後半期分申請時)の家計の状況が、前半期の基準日より後に変化している場合
- 申請内容が正しくなかったことが原因で「不許可」となった場合
- 修得単位数不足が原因の場合

なお、前後半期一括申請をする場合は、3「前後半期一括申請」について(1頁)を熟読し、必要な手続きをしてください。申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更(予定)がある場合等は、前後半期一括申請の対象となりませんので、よく確認をし、必要な手続き漏れ等による不利益を被ることのないよう注意してください。また、前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、前後半期一括申請の対象となりません。

### (2) 授業料免除は学力基準と家計基準をもって選考します。

家計は、給与収入、自営所得、年金収入、手当収入、奨学金等その他の様々な収入を含めて評価します。給与収入や自営所得等は、前年の金額をもとに計算しますが、前年の1月以降に開始した勤務に関する収入については別に計算します。

なお、退職等によらない収入額の減少(給与の減額や休業等)については、原則として考慮されません。

### (3) ① 申請書類は、家庭状況をよく確認し、原則として、後半期分申請では10月現在(予定)〔前半期分申請では4月現在(予定)〕の状況を申請者本人が記入し準備してください。

- ※ ペン又はボールペンで記入し、修正液は使用しないこと。(2重線を引いて訂正すること) 摩擦により文字を消すことができるペン(フリクションペン等)での記入は認められません。また、別の用途で使用した裏紙に印刷した書類は受付できません。申請書は、様式番号毎に印刷をし、記入をしてください。(異なる様式番号のものを両面印刷しないでください。)

### ② 本人及び父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)については、2018年1月以降の全ての勤務状況(就職及び退職)・収入状況を申告し、必要な証明書を添付してください。

- ※ 2018年1月以降に就職と退職が繰り返されている場合、勤務状況を説明できるように把握してください。
- ※ 昨年には無かった収入でも、免除申請する年度から得ることとなる収入(就職や年金の受給開始等)についても、必ず申告してください。

### ③ 同居・別居を問わず、生計を同じくする人について記載し、必要な書類を揃えてください。

- ※ 但し、収入に関する欄については、同居している家族のうち、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる家計支持者)のもののみを記入してください。

④ 申請理由や家計状況が不明な申請は受け付けできません。

不足書類が多い場合も受け付けできないことがあります。ただし、申請期間に揃えることができない書類がある場合、受付時にその旨を申し出てください。その場合、間に合わない書類のみ後日追加で提出していただきます。（例えば、9月末の退職予定、10月からの進学や就職予定の家族がいる場合など）。10月の新入学や新たな就職については、10月1日開始として記入をしてください。

⑤ 申請書類の提出後、状況に変更が生じた場合は、速やかに申し出て申請内容の訂正をしてください。（例えば、10月中に新たに勤務を開始した人がいる場合や、通学区分が変わった場合等）

※ 申請内容に未申告の内容が判明した場合や、それらに関する書類（源泉徴収票や給与支給（見込）証明書等）を指示された期限までに提出できない場合には、選考から除外することがあります。

また、免除決定までに休学等の身上異動がある場合は、速やかに申し出てください。（年度内に休学・退学を予定している場合は、前後半期一括申請はできません。）

⑥ 提出前の書類点検は行いません。

申請要領やホームページに掲載している内容を確認したうえで、不明なことがあれば質問してください。

（4）提出された書類の閲覧や貸出はしません。

授業料免除申請で提出する全ての書類は、提出前に必ずコピーを取っておいてください。

なお、後半期分授業料免除申請でコピーをした書類は、次年度前半期分授業料免除申請に利用できるものもありますので、必ずコピーを保管しておいてください。また、一括申請をしており、10ヶ月の時点で、前半期申請から変更のない場合、前半期に提出した「家庭状況調書」（様式1-②のコピー）及び後半期結果通知用の封筒の提出が必要になります。

**注意** 不鮮明なコピー（文字が薄くで判読出来ない等）では、次回の申請時に提出されても受理できないことがあります。コピー濃度の調節や、カラーコピーで保存するなどして、必ず、内容が読み取れるよう鮮明なコピーを保存してください。

「退職に関する証明書」、「臨時所得の支払日や金額のわかる書類」等は、次回の申請でも提出が必要になる場合があります。必ずコピーを保存しておいてください。

次のものは、後半期分の免除申請においても、必ず新規に作成してください。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・（様式1-①）授業料免除申請書</li><li>・（様式2）収入状況等申告書</li><li>・（様式4）給与等支給（見込）証明書</li><li>・各種申立書<br/>（様式7）給与所得以外の所得（見込）申立書，（様式8）無職等の申立書，（様式9）母子・父子世帯申立書，（様式11）申立書</li><li>・「療養費証明書」（様式10）</li><li>・その他 前期分申請時から状況が変化し内容が変わる書類（療養費等内訳表 等）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・（様式1-②）家庭状況調書</li><li>・（様式3）事情聴取調書</li><li>・（様式6）年金受給一覧表</li></ul> |
|---|---|

（5）風水害等の被害を受けた世帯について

授業料納期前1年以内に風水害等の災害を受け、前年分確定申告で雑損控除の申告をした場合には、その雑損控除額を世帯の総収入金額から特別控除できますので、特別控除を希望する場合は、できる限り確定申告を行ってください。

確定申告を行わない場合には、住宅や家財等について、災害によって生じた修理費等を証明する

領収書（写）等が必要となります。また、保険・損害賠償等で補填された場合は、控除金額から除きます。（修理費等の全額が控除されるわけではありません。）

なお、政府が指定した大規模・広範囲な災害（激甚災害）により被災をした世帯については、災害から1年以内の免除申請においては1,600,000円、被災から1年を超えた免除申請においては、被災状況が半壊以上であった世帯について、当該免除申請より前1年に支出した修繕費等に相当する額が控除されます。（できる限り確定申告を行ってください。）

**※「平成30年7月豪雨」、「北海道胆振東部地震」により家計支持者が被災した方へ**

- ・被災状況が**半壊以上**の世帯については、家計評価額の算出において、特別控除により、総収入額を控除します。
- ・申請時に提出を必要とする書類は、「授業料免除申請書」、「家庭状況調書」、「（半壊以上の記載がある）罹災証明書」（写）及び（授業料免除）結果通知用封筒（**84円**分の切手を貼付）です。
- ・一括申請中の方は、後半期申請期間内（できる限り**事前受付期間内**）に必要な追加書類等を提出してください。期限後の提出は受理できません。

**（6）TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）について**

岡山大学でのTAやRAもアルバイトとして扱いますので、2018年中にTAやRAとして採用されていた方は、源泉徴収票を提出してください。

※2019年度前半期分の申請時に提出している場合は、提出不要です。

独立生計者 及び 外国人留学生は、2019年度に、TAやRAとして採用されている場合、アルバイト収入の必要書類として次の（ア）及び（イ）の書類を一緒に提出してください。

（ア）人事異動通知書（写）：採用期間や時間単価のわかる書類

（イ）勤務態様調書（写）：勤務予定総時間数及び月ごとの勤務時間数のわかる書類

**（7）その他**

**①免除申請のできる年数 及び 留年者等について**

授業料免除は、原則として修業年限以内しか申請できません。在学中に休学した場合であっても、その休学期間を含めて修業年限の年数しか申請できません。

例）2016年4月に4年制学部に入学者の方は、2019年度までしか免除申請できません。途中の1年間を休学した場合であっても、原則として2019年度まで（入学から4年間）しか免除申請できません。

ただし、在学中の留学や病気等による休学をした等の特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、申請そのものが可能であるかどうかの審査を経たうえで申請できる場合があります。また、同一年次に留まっている場合（留年や進級出来なかった場合等）は、原則として、免除の申請はできません。（留学や病気等による休学等の場合を除く）

**②免除結果通知用封筒について**

受付時に免除結果通知用の封筒（岡山大学様式）をお渡しします。決定時期に確実に受け取れる住所と学生本人の氏名と学生番号を記入し、申請書類とともに持参した84円分の切手を貼付してください。（留学生宿舎、女子寮、学内研究室を宛先とする場合は、学内便で送付するため、切手を貼付しないでください。）

- 決定時期は、後半期分免除申請：12月中旬予定〔前半期分免除申請：7月中旬予定〕です。それまでに転居予定の場合は、**必ず前月の末日までに**申し出てください。

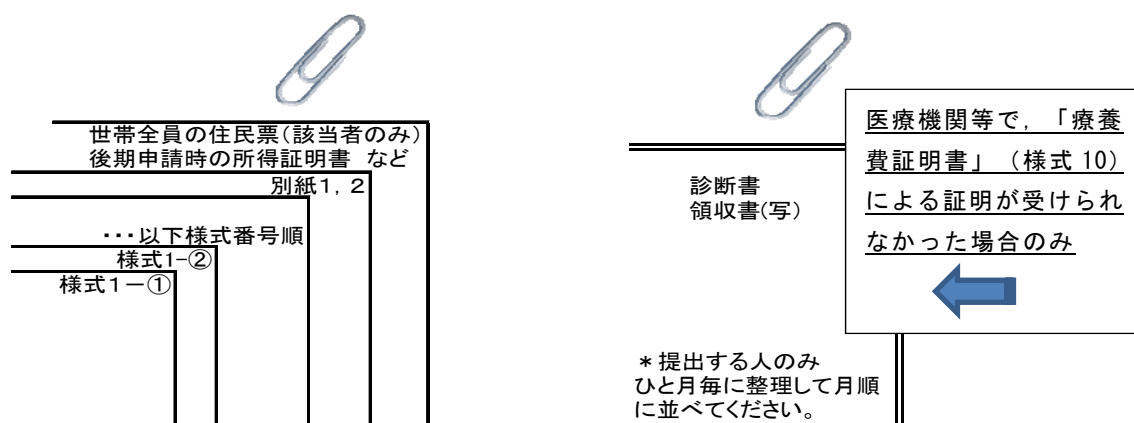
○ 学内研究室を宛先とする場合は、必ず、学部・研究科名、講座・研究室(研究所・センター名)名、指導教員氏名、申請者氏名を記入してください。また、津島キャンパス以外の場合は、キャンパス名から記入してください。

○ 宛先は「……様」としてください。「行」「宛」等を記入された場合は、訂正しませんのでご了承ください。また、家計支持者の名前ではなく、必ず学生本人の氏名を宛名としてください。実家へ送付する場合は、必ず、家計支持者等の氏名を「〇〇様方」と併記してください。

### ③提出時の書類の並べ方について

提出時には、書類を様式番号順に並べて、所定様式以外のものは最後につけてください。

医療機関等で、「療養費証明書」(様式10)による証明書が受けられず、長期療養者の「診断書」(様式10-①)と領収書(写)を提出する場合は、月ごとに見やすく整理して、別にクリップ止めしてください。※長期療養費の特別控除はできる限り(様式10)で提出してください。

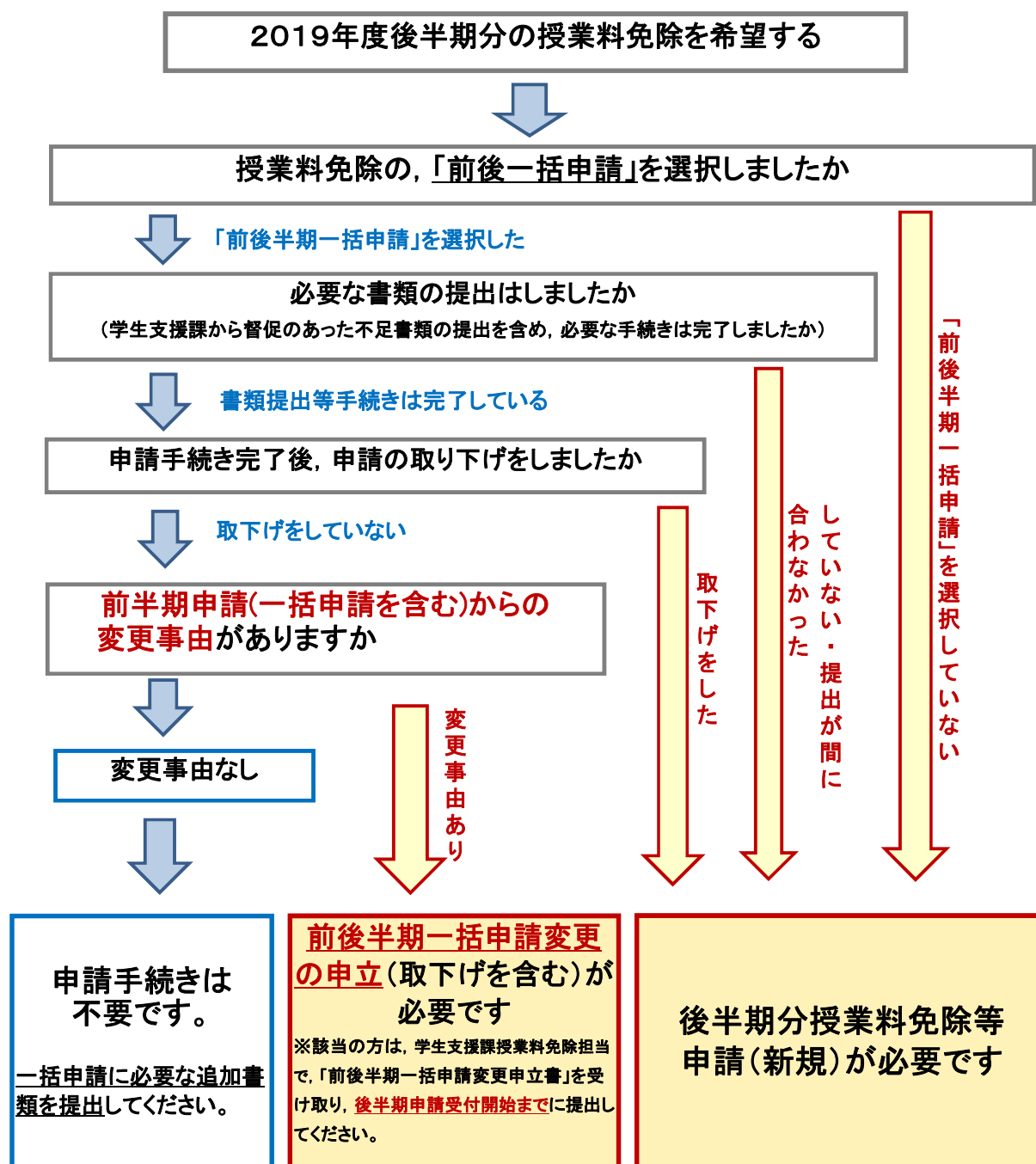


授業料免除申請時に提出していただく皆さんの個人情報については、授業料免除の選考以外の目的に利用することはありません。

提出していただく個人情報は、データ入力および帳票出力の目的で業務委託いたしますが、受託業者が個人情報を法令および本学との契約に則り取り扱うよう厳正に管理いたします。

## 2019年度後半期分授業料免除申請の要否について

申請をする方は、このフロー図を参考にし、前半期の申請状況に応じて、**後半期分**の授業料免除等の申請に必要な手続きを行ってください。



■ 「前後半期一括申請変更」の申し立てをする場合、変更部分についての様式や証明書類等のみではなく、改めて通常の申請と同様の様式・証明書類等を提出する必要があります。(取り下げを除く)

■ 前半期の時点で授業料免除の申請を行っていない方で、後半期分の授業料免除を希望する場合は、新規に申請をする必要があります。

■ 前半期分の申請結果が「不許可」の場合は、一括申請の対象となりません。